

特定卸供給事業の届出に係る事業者説明会

2022年3月1日

資源エネルギー庁

電力基盤整備課

電力産業・市場室

- 1. 背景、制度概要**
2. 届出内容等について

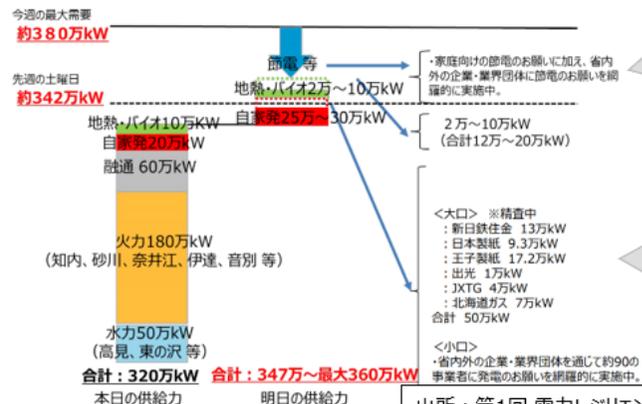
特定卸供給事業（アグリゲーター）制度の背景

- 東日本大震災以降、分散リソースや需要家側エネルギーリソース（太陽光発電、定置用蓄電池、ネガワット等）の導入拡大に伴い、新たなビジネス領域として、**エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスが注目**されている。
- 電力システム改革やIoTの発展、災害の激甚化等を踏まえ、アグリゲーションビジネスを新たなエネルギー産業として育成し、分散型・需要家側デバイスを全体のエネルギーシステムの中で効果的に活用していくことは、**更なる分散リソースの導入拡大や災害時・緊急時のレジリエンスを向上させる観点から重要**である。
- このため、**自家発等の分散リソースを広く供給力として国が把握するとともに、分散リソースを束ねて供給力や調整力として活用するビジネス環境を整える観点**から、アグリゲーターを電気事業法に位置付ける必要があった。これを踏まえ、**改正電気事業法においてアグリゲーターを特定卸供給事業者として新たに位置付けることとした。**

<平成30年 北海道胆振東部地震>

経済産業省の対応として、道内の自家発保有者に対する個別の電話での自家発稼働依頼や、大口需要家に対する個別の需要抑制要請、復旧地域に対する節電要請等を行った。

(参考) 9月8日(土)の供給見通し(7日(金)時点)

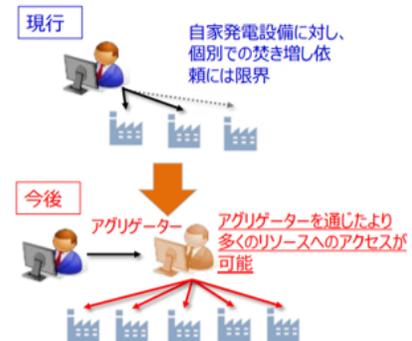


ネガワットを提供するアグリゲーターにアクセスができれば、節電等による需要削減をより効率的・確実に行うことが出来る可能性がある。

分散電源や自家発を束ねるアグリゲーターにアクセスができれば、供給力の積み増し依頼を、より効率的に行うことが出来る可能性がある。

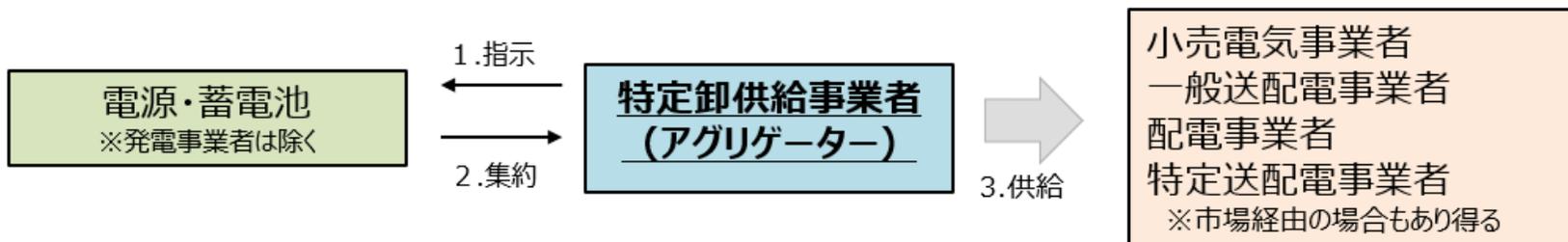
→自家発や需要家を束ねるアグリゲーターに連絡し、分散リソースを効率的に活用できるようになると、災害時の需給ひっ迫解消やより早期の復旧につながる可能性がある。

<アグリゲーターを通じた供給力の確保>



特定卸供給事業者の定義①

- **特定卸供給**は、
 - ✓ 電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）に対し、**発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により集約した電気を、**
 - ✓ 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。
- また、**特定卸供給事業**は、特定卸供給を行う事業であつて、その供給能力が**経済産業省令で定める要件**に該当するものをいう。
- **特定卸供給事業を営もうとする者**は、経済産業大臣への**届出**が必要（必要な場合、変更・中止命令）。



電気事業法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十五の二 **特定卸供給** 発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。

十五の三 **特定卸供給事業** 特定卸供給を行う事業であつて、その供給能力が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

第27条の30 **特定卸供給事業を営もうとする者**は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、届出者が特定卸供給事業を開始することにより電気の利用者の利益の保護又は一般送配電事業若しくは配電事業者の電気の供給に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該届出者に対し、（略）、その**届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。**

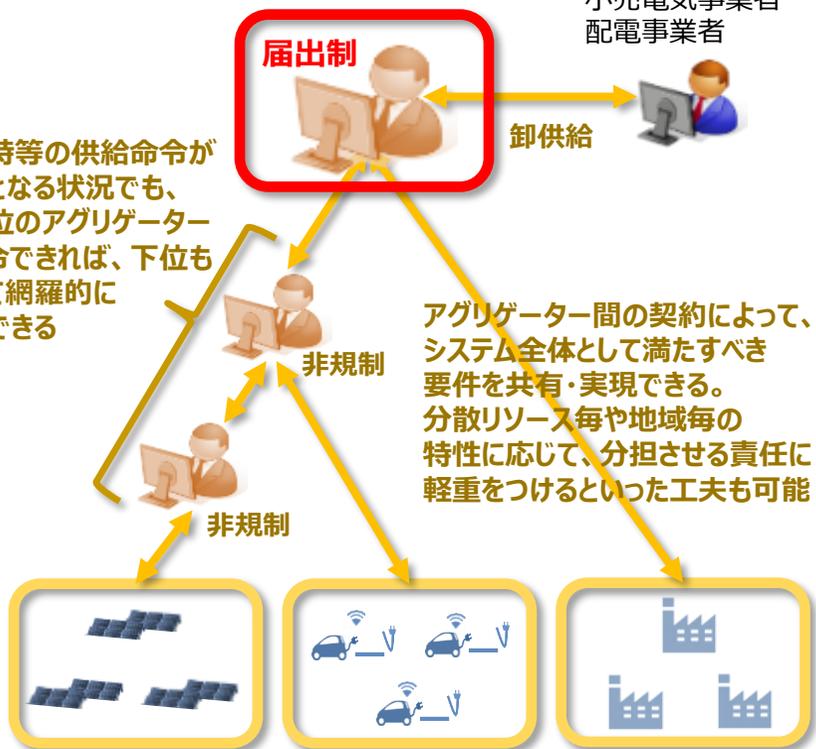
(参考) アグリゲーターの規制範囲

- 小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び配電事業者に対して卸供給を行うアグリゲーターに対して規制を設け、下位のアグリゲーターの範囲を含めて責任を課すことで、別のアグリゲーターに対してのみ卸供給を行うアグリゲーターについては非規制としてはどうか。

電気事業に直接関与する
最上位のアグリゲーターのみを規制し、
下位側も含め全体としての責任を負う

一般送配電事業者
小売電気事業者
配電事業者

災害時等の供給命令が
必要となる状況でも、
最上位のアグリゲーター
に命令できれば、下位も
含めて網羅的に
対応できる



<規律を設けることに対する事業者意見>

(第8回 次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会
資料4 一部加工)

- 一般送配電事業者や小売電気事業者に電力を供給するアグリゲーターについては、電気事業に直接関与することから、電気事業法での位置づけを明確にするライセンス制を導入することは妥当である。
- 一定の秩序やモラル、セキュリティ基準を保つため、未登録・無届者による参入を拒めるようにしたり、行政から何らかの是正措置が可能となるようにすべきである。
- 上位側のアグリゲーターが配下のアグリゲーターのセキュリティや信頼性、制御応答性を確認しているため、別のアグリゲーターに対してのみ卸供給を行うアグリゲーターとしてのライセンスは不要と考える。
- 規制のハードルが上がるほど、供給責任や時間制約により既存のリソースを活用しづらくなったり、アグリゲーターとして参入する事業者が出にくくなる懸念される。

特定卸供給事業者の定義②

電気事業施行規則で定める特定卸供給事業の要件は以下の通り。

分散型電源を有する者やリソースアグリゲーターなど、発電事業者以外の供給能力を有する他の者から、1MWを超えて電気を集約し、一般送配電事業者や小売電気事業者、特定送配電事業者、配電事業者に電気を供給することが見込まれること。

小売電気事業や発電事業と兼業し、小売電気事業、特定送配電事業又は配電事業の用に供する電気のみを供給する場合は、以下の値が1MWを超えることが見込まれる場合。

①小売電気事業と兼業する場合

他の者から集約する電力の値から、自らの小売電気事業における直近需要電力値を除いた値

②発電事業と兼業する場合

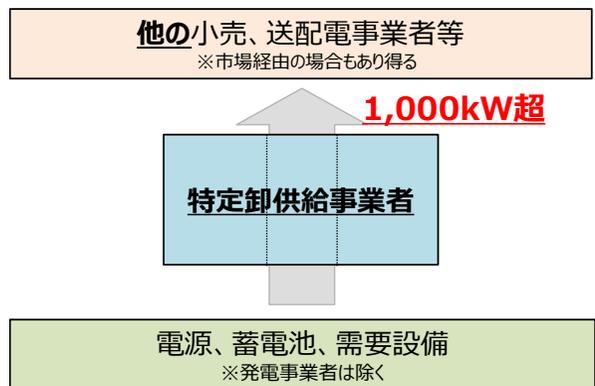
他の者から集約する電力の値から、自己の消費及び発電のために使用する電力の値を除いた値

③発電事業及び小売電気事業と兼業する場合

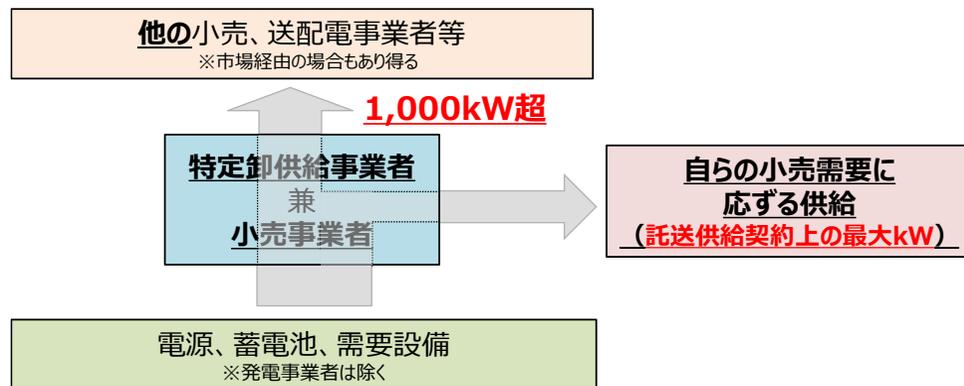
他の者から集約する電力の値から、自らの小売電気事業における直近需要電力値並びに自己の消費及び発電のために使用する電力の値を除いた値

(参考) 特定卸供給事業の要件のイメージ

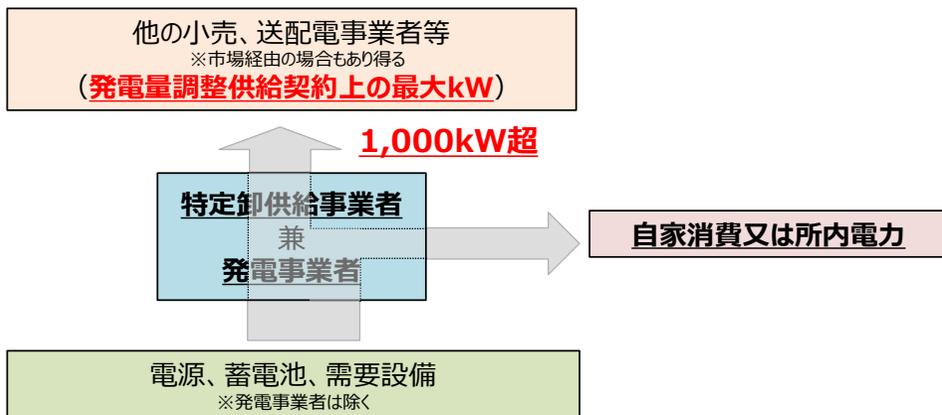
他の電気事業と兼業をしない場合



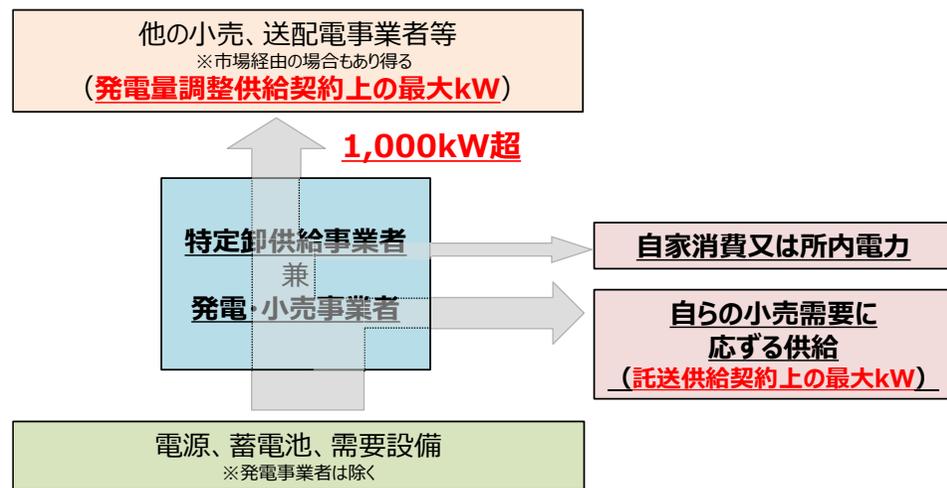
小売電気事業と兼業する場合



発電事業と兼業する場合



発電事業及び小売電気事業と兼業する場合



※小売電気事業や発電事業と兼業する場合においても、調整力公募や需給調整市場、容量市場に参画し、一般送配電事業者に対し集約した電気を供給する場合については、自らの小売需要に応ずる供給（託送供給契約上の最大kW）の量に関わらず、指示等の対象となる供給能力の合計が1,000kWを超える場合には、遍く特定卸供給事業の届出を要する。

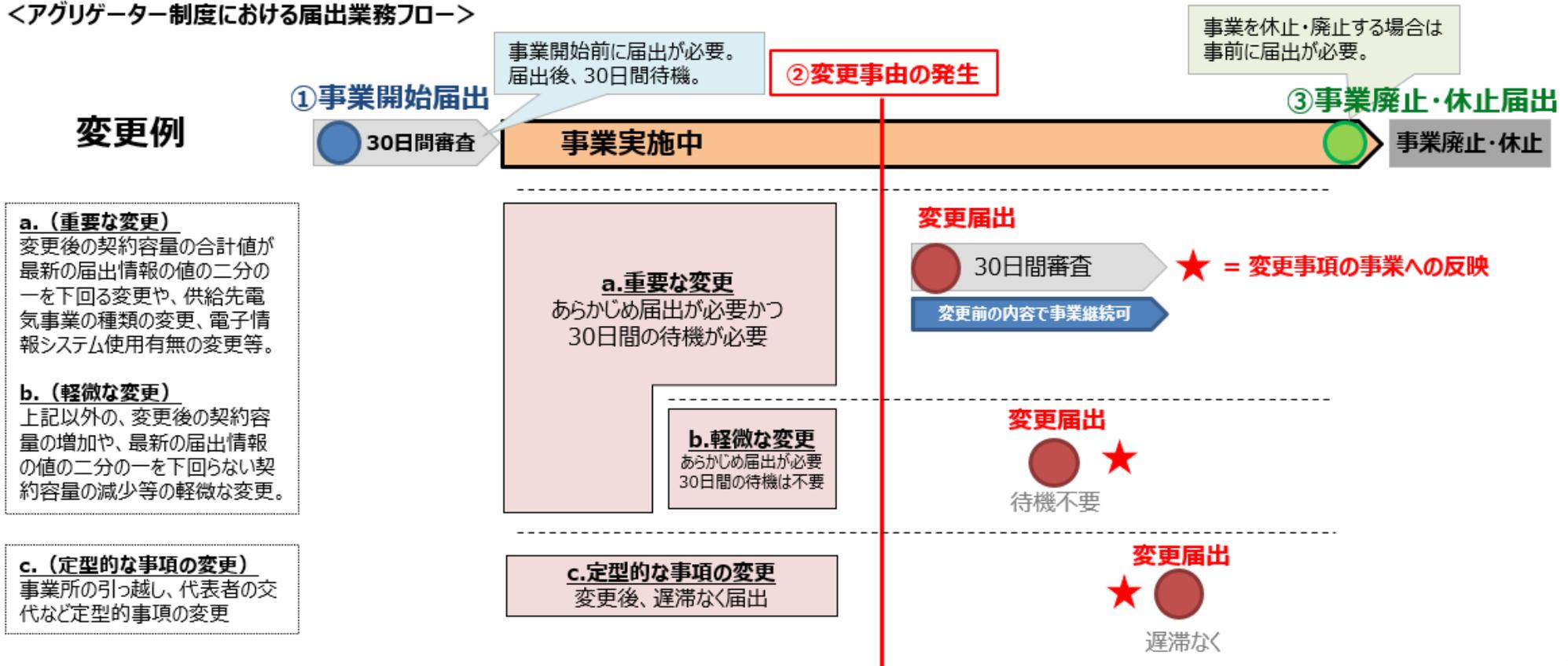
変更命令付き届出制

- 特定卸供給事業制度は変更命令付きの届出制であり、事業開始の届出を提出し受理された後、30日間は事業を開始できない。その間、供給能力やサイバーセキュリティが適切に確保されているか審査を行い、処分基準(※)で定める変更命令の基準に該当があった場合、届出内容について変更または中止を命じられる。

※電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

- 事業内容に変更が生じた場合、変更事項によって届出提出のタイミングが異なる。

<アグリゲーター制度における届出業務フロー>



電力分野におけるサイバーセキュリティ対策について

- 近年、サイバー攻撃の事案は増加傾向。従来の情報窃取等を目的とした攻撃だけではなく、社会インフラに物理的なダメージを与えるサイバー攻撃のリスクが増大。テロリストや他国家によるサイバー攻撃には、大規模停電のように生命・財産を脅かすものがある。
- このため、国民の安全に責任を持つ政府と、電力の安定供給に責任を持つ事業者が連携し、対策に取り組む必要がある。

ロンドンオリンピック会場へのサイバー攻撃（イギリス、'12）

開会式の開催中、会場の電力システムを狙った攻撃が40分間に渡って1000万回以上行われた。



製鉄所の溶鉱炉損傷（ドイツ、'14）

製鉄所の制御システムに侵入し、不正操作をしたため、生産設備が損傷。



核施設へのサイバー攻撃（イラン、'09）

マルウェアStuxnetが、制御系内システムにUSBを通じて感染



変電所へのサイバー攻撃（ウクライナ、'15）

事務系から侵入したマルウェアCrashOverrideの感染により、変電所が遠隔制御された(数万世帯3～6時間停電)



ランサムウェア"WannaCry"（世界約150ヶ国、2017年）

5月12日頃から、マイクロソフト製品の脆弱性^(※1)を悪用したランサムウェア^(※2)「WannaCry」に感染する事案が発生。14日頃から国内においても被害を確認。

※1 本脆弱性の修正プログラムは、2017年3月にマイクロソフトから公表済み。

※2 WannaCryに感染するとコンピュータのファイルが暗号化され、コンピュータが使用できない被害が発生。

攻撃者は暗号の解除に「Ransom（身代金）」を要求することから、このような不正プログラムをランサムウェアと呼ぶ。

ランサムウェア"LockerGoga"（2019年1月以降）

製造業等を標的とした新種のランサムウェア「LockerGoga」業務系システムへの攻撃が、制御系システムの運用に大きな支障をもたらす事案が発生。プラントの制御自体には支障がないものの、生産計画へのアクセスができないことによって操業を継続できないなどの被害が発生している。
（ノルウェー・アルミ製造会社、アメリカ・エポキシ樹脂製造会社等）

複雑なサプライチェーンによる脅威の例：携帯端末に不正プログラムが仕掛けられた事例

フラッシュメモリに不正プログラムが仕掛けられた事例

- 2016年、**米国セキュリティ会社が携帯電話のフラッシュメモリのファームウェアに仕込まれている不正プログラムを発見。**
- 中国企業が開発・製造したもので、ユーザーの同意なしに、72時間おきに携帯電話内の情報が中国のサーバーに送信される。

アグリゲーターに係るサイバーセキュリティ対策

- 持続可能な電力システム構築小委員会の中間取りまとめ（2020年2月）において、アグリゲーターの新規参入に当たっては、サイバーセキュリティの確保が必要と考えられることから、「**アグリゲーターにおいて特に対策が必要と考えられるサイバーセキュリティについて、対策が不十分な事業者に対応する観点から、変更命令等の対象とすることが適当である**」と整理された。

○総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会 中間取りまとめ（2020年2月）（抜粋）

発電事業者と同様に災害等非常時における供給力として期待されることから、アグリゲーターライセンスに対する義務は、発電事業者に対する規律を参考としつつ、事業の特性に応じた内容とすべきである。そのため、自家発や再生可能エネルギー電源等の需要家の分散リソースを集約・調整の上、小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び配電事業者に対して電力卸供給を行う事業者について、発電事業者と同様に経済産業大臣への届出制とした上で、**家庭用のエネルギーリソースを活用したアグリゲーターの新規参入に当たっては、サイバーセキュリティの確保が必要**と考えられるところ、**アグリゲーターにおいて特に対策が必要と考えられるサイバーセキュリティについて、対策が不十分な事業者に対応する観点から、変更命令の対象とすることが適当である**。なお、**アグリゲーターに対し求めるべきサイバーセキュリティ対策の詳細について、引き続き検討を進めるべきである**。なお、規制の範囲については、小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び配電事業者に対して卸供給を行うアグリゲーターのみに対して事業ライセンスの取得を求め、小売電気事業者等への卸供給を行わず、他のアグリゲーターに対してのみ卸供給を行うアグリゲーターについては非規制とすることが適当である。

アグリゲーターに係るサイバーセキュリティ対策の基準（変更命令、業務改善命令）

- 持続可能な電力システム構築小委員会での制度詳細設計の中で、アグリゲーターのサイバーセキュリティ対策については、電制ガイドライン^{※1}とERABセキュリティガイドライン^{※2}を参考に以下の項目が遵守されている場合は、**変更命令及び業務改善命令が発動されないことと整理された。**

※ 1 電力制御システムセキュリティガイドライン

※ 2 ERABに関するサイバーセキュリティガイドライン

＜参考＞ 電制ガイドライン・ERABガイドラインにおける勧告事項

第11回持続可能な電力システム構築小委員会
(2020年12月18日)事務局資料より抜粋

- 組織
 - 体制（経営層の責任等）
 - 役割（責任者の任命、委託先管理等）
 - セキュリティ教育
- 文書化
 - 文書管理、実施状況の報告
- セキュリティ管理
 - セキュリティ管理（セキュリティマネジメントシステムの構築）
- 設備・システムのセキュリティ
 - 外部ネットワークとの分離
 - 他ネットワークとの接続（接続点の最小化、防御等）
 - 通信のセキュリティ（暗号化、通信プロトコル等）
 - 機器のマルウェア対策
 - アクセス制御（接続制御、通信相手の認証等）
- 運用・管理のセキュリティ
 - 外部記憶媒体等のマルウェア対策
- セキュリティ事故の対応
 - 情報の収集（セキュリティ事故対応に必要な情報の収集）
 - セキュリティ事故の対応（対応体制、手順の明確化等）
 - セキュリティ事故の報告と情報共有
 - 周知と訓練（訓練の定期的実施 等）

赤字：電制ガイドラインの勧告事項
青字：ERABガイドラインの勧告事項

特定卸供給事業に係るサイバーセキュリティ確保の指針（案）について

- 持続可能な電力システム構築小委員会での整理を踏まえ、特定卸供給事業者の届出に係る変更命令、事業実施中の業務改善命令の処分基準として「特定卸供給事業に係るサイバーセキュリティ確保の指針」を策定予定。

※ 3月5日までパブリックコメント中の指針案が参考資料4

- 届出時は、本指針に基づき、審査を行うため、本指針の記載事項を遵守しているかを証する書類を添付する必要がある。

特定卸供給事業に係る
サイバーセキュリティ確保の指針

令和4年●月制定
経済産業省

指針（案）中のサイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為

- 指針では、サイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為として以下内容を規定する予定。
- 特定卸供給事業は、自社の事業実施内容に応じて、以下内容について、適切かつ具体的な対策を講じる必要がある。

(1) 組織	ア 体制	①経営層の責任の明確化
		②管理組織の設置
		③目的の明確化
	イ 役割	①責任者の設置
		②役割の明確化
		③委託先等及び供給先の対応
ウ セキュリティ教育	①教育の計画・実施	
	②教育効果の確認	
(2) 文書化	ア 文書管理	①文書化
		②文書の管理
(3) セキュリティ管理の計画策定と実施	ア セキュリティ管理	①対策の計画策定
		②対策の実施
		③対策の点検・報告
		④対策の改善
	イ 実施状況の報告	①報告の種類
		②定期的な報告

(4) 設備・システムのセキュリティ	ア 外部ネットワークとの分離	
	イ 他ネットワークとの接続	①接続点の防御・最小化
		②相互接続の中止
	ウ 通信のセキュリティ	①認証・暗号化
		②データ等の改ざん対策
	エ マルウェア対策	
(5) 運用・管理のセキュリティ	オ なりすまし対策	
	ア セキュリティ仕様の明確化	
	イ データの管理	
(6) セキュリティ事故の対応	ア 情報の収集	
	イ セキュリティ事故の対応	①責任と手順
		②セキュリティ事故の対応
	ウ セキュリティ事故の報告と情報共有	①セキュリティ事故の報告
		②情報の共有
エ 周知と訓練		

(参考) ERAB検討会でのセキュリティ対策の検討

- アグリゲーションビジネスの様々な課題を議論するための研究会であるエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス (ERAB) 検討会では、アグリゲーションビジネスのサイバーセキュリティ対策についても議論している。
- 本検討会では、ERAB に参画する各事業者が取り組むべき標準対策要件を記載することを目的に「ERAB に関するサイバーセキュリティガイドライン」を策定している。
※前述の「特定卸供給事業に係るサイバーセキュリティ確保の指針 (案) 」は、ERAB に関するサイバーセキュリティガイドラインも参考にして策定。
- また、第13回ERAB検討会では、ERAB に関するサイバーセキュリティガイドラインの対策要件について、サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク (CPSF) を参考にしたセキュリティ対策例もとりまとめられている。

○ERABセキュリティガイドラインとCPSFの対応表

ERABサイバーセキュリティガイドラインにおける対策要件とCPSFにおける対策要件を整理

※本説明会の参考資料5

第13回 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会 : https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/013.html
サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク(CPSF) : <https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190418002/20190418002.html>

1. 背景、制度概要
2. 届出内容等について

事業開始時の届出について

- 特定卸供給事業を開始する場合は事前の届出が必要（※受理されてからの30日間は事業を開始することができない）。
- 事業者名や住所、連絡先等の事務的な内容以外では、供給能力の確保に関する事項やサイバーセキュリティの確保に関する事項がある。
- 届出事項に関する書類では概要について記載いただき、詳細は添付書類となる「参考様式」にて提出いただく。

届出事項

<定型的な事項>

- ・住所、事業者名称、代表者氏名、営業所、連絡先

<供給能力関係>

- ・契約容量の合計（kW）
- ・設備容量の合計（kW）
- ・集約方法（ポジワット/ネガワット）
- ・供給の相手方・市場等の名称、該当する電気事業、契約内容の詳細

<サイバーセキュリティ関係>

- ・他の電気事業ライセンス
- ・電子情報処理組織の使用の有無

添付書類

- ・一般送配電事業者又は配電事業者に供給することを約している場合、契約書の写し
- ・広域機関の会員ではない場合、加入仮申請受付表示の写し

<参考様式>

- ・参考様式（サイバーセキュリティ確保実施状況）
- ・参考様式（供給可能と見込まれる電力の見込み）
- ・参考様式（事業実施体制図）

届出の記載方法について①

様式第 31 の 21 の 2 (第 45 条の 21 の 2 関係) ←

ト

特定卸供給事業届出書←

令和 4 年 4 月 1 日←

経済産業大臣 萩生田 光一 殿←

←

住所 東京都千代田区霞が関 1-3-1←

氏名 霞が関エナジー株式会社 ←

←

電気事業法第 27 条の 30 第 1 項の規定により、次のとおり特定卸供給事業を営みたいので届け出ます。←

(単位 10³ kW) ←

		備考←
主たる営業所←	名称←	霞が関エナジー株式会社 (本社) ←
	所在地←	東京都千代田区霞が関 1-3-1←
その他の営業所←	名称←	←
	所在地←	←
事業を行う地域 (都道府県を記載すること) ←	東京都、神奈川県、埼玉県、宮城県←	
その行う特定卸供給事業以外の電気事業ライセンス←	小売電気事業、発電事業←	
電子情報処理組織の使用の有無←	有 ← 無 ←	

届出の記載方法について②

←	←	内訳←	集約方法←	←
供給← 能力←	契約容量の合計 (10 ³ kW) ←	50←	ポジワッ ネガワッ	供給の相手方と該当する電気事業、契約内容の詳細は関連させて記載 契約内容の詳細は、TSOと配電に供給する場合のみ記載。
	設備容量の合計 (10 ³ kW) ←	80←		
特定卸 供給の 相手方←	供給の相手方・市場等の名称←	該当する電気事業←	契約内容の詳細←	←
	需給調整市場←	一般送配電事業←	三次調整力②←	←
	電力卸取引市場←	小売電気事業←	←	←
	〇〇エナジー株式会社←	小売電気事業←	←	←
容量市場←	一般送配電事業←	発動指令電源←	←	←
事業開始の予定年月日←	2022年5月30日←		←	←
電話番号←	03-3501-〇〇〇〇←		←	←
電子メールアドレス←	xxxxxx@yyyyy.jp、zzzzz@yyyyy.jp←		←	←
その他の連絡先←	yyyyyy@yyyy.jp←		←	←

最小単位は10³kW
満たない数値は切り捨て
例：4900kW → 4 (10³kW)

供給の相手方と該当する電気事業、契約内容の詳細は関連させて記載
契約内容の詳細は、TSOと配電に供給する場合のみ記載。

参考様式について

- 届出の添付書類となる「参考様式」については、以下の事項を記載いただく。

参考様式	記載内容
<u>参考様式（サイバーセキュリティ確保実施状況）</u>	<ul style="list-style-type: none">● 事業に電子情報処理組織（システム）を用いる場合は、添付が必要● 「特定卸供給事業に係るサイバーセキュリティ確保の指針」中のサイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為の実施状況を記載。
<u>参考様式（事業実施体制図）</u>	<ul style="list-style-type: none">● 参考様式（事業実施体制図）には、下位のアグリゲーター等の供給能力や事業エリア、リソース種類の詳細を記載。
<u>参考様式（供給電力の見込み内訳）</u>	<ul style="list-style-type: none">● 参考様式（事業実施体制図）には、下位のアグリゲーター等の供給能力や事業エリア、リソース種類の詳細を記載。● 集約する供給力が「契約容量を問わない契約」の場合、参考様式（供給電力の見込み内訳）の提出が必要。● 「契約容量を問わない契約」とは、例えば、余剰分を提供するといった供給する容量（kW）を決めていない形の契約を指す。● 「契約容量を問わない契約」がない場合は、本様式の提出は不要。

参考様式（届出時のサイバーセキュリティ対策の記載イメージ）

- 届出の添付書類として活用いただくため、指針中の「サイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為」を列記した参考様式も資源エネルギー庁HPに掲載を予定。
- ※本日の参考資料3にパブコメ中の指針案をベースにした参考資料案を提示。
- 参考様式では、具体的な取組内容の概要を記載いただくとともにその根拠となる資料（各社の業務ルールやシステム構成図等）の添付を求める予定。

<掲載予定の参考様式>

参考様式

特定卸供給事業に係るサイバーセキュリティ確保の指針 サイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為の実施内容一覧

		対策内容の概要		根拠資料
(1)組織	ア 体制	① 経営層の責任の明確化	(記載例) サイバーセキュリティ対策に係る「最高責任者」として、当社の役員を配置しており、経営層の責任の下で特定卸供給事業のサイバーセキュリティ対策を実施する体制を構築している。	添付資料A_P3 添付資料B_P12
		② 管理組織の設置
		③ 目的の明確化
	イ 役割	① 責任者の設置
		② 役割の明確化

1 ページ

参考様式（事業実施体制図）の記入方法

- 参考様式（事業実施体制図）には、下位のアグリゲーター等の供給能力や事業エリア、リソース種類の詳細を記載いただく。
- 下位のアグリゲーターである場合、名称の後ろに明記すること。また下位のアグリゲーターが複数連なる場合、体制が分かるよう列を追加して記載すること。
- 低圧リソースを複数束ねる場合は、電源等名称を「低圧需要家」とし、リソース種類でまとめて事業エリア（都道府県）毎に記載すること。

①下位のアグリゲーター等の名称	電源等名称	事業エリア (都道府県)	ポジワット/ネガワット	契約容量・供出可能 電力(kW)	容量を問わない 契約の有無	主なリソースの種類	設備容量(kW)	基数	備考	②下 (下)
日比谷エネルギー株式会社 (下位のアグリゲーター)	リソースアグリゲーター	-	ポジワット	2000	×	リソースアグリゲーター	-	-	〇〇ネットワーク株式会社 電源1'契約	日比 (下)
		-	ネガワット	1400	×	リソースアグリゲーター	-	-		
株式会社内幸町 低圧需要家	内幸町工場 -	埼玉県 東京都	ネガワット ポジワット	1500 150	○ ×	自家発 太陽光発電	6000 300	1 200		

②下位のアグリゲーター等の名称	電源等名称	事業エリア (都道府県)	ポジワット/ネガワット	契約容量・供出可能 電力(kW)	主なリソースの種類	設備容量(kW)	基数	備考	③下位のアグリゲーター等の名
日比谷エネルギー株式会社 (下位のアグリゲーター)	虎ノ門工場	東京都	ネガワット	1200	自家発	2000	2		有楽町RA株式会社 (下位のアグリゲーター)
	虎ノ門株式会社	東京都	ネガワット	200	需要設備(本社)	1000	1		
	低圧需要家	神奈川県	ポジワット	1500	太陽光発電	1500	100		
	有楽町RA株式会社	-	ポジワット	500	リソースアグリゲーター	-	-		

参考様式（供給電力の見込み内訳）の記入方法

- 集約する供給力が契約容量を問わない契約がある場合、参考様式（供給電力の見込み内訳）の提出が必要。契約が複数ある場合は本様式を契約毎に複数提出すること。
- リソースの種類毎に供出可能な電力の見込みや設備容量（需要抑制については、負荷設備の需要電力）、基数、具体的な供出方法を記載いただき、供出できる電力の見込みが適切か確認させていただく。

参考様式(供給電力の見込み内訳)

下位のアグリゲーター等と具体的な電力の値(kW)を問わない契約をしている場合、供給できる電力の見込みの合計を届出書に記載し、その詳細を以下の様式で記載すること。
 なお、対象となる「容量を問わない契約」が複数ある場合には、本様式を複製の上、それぞれの契約単位で作成すること。

対象となる「容量を問わない契約」

①下位のアグリゲーター等の名称	電源等名称	事業エリア(都道府県)	リソースの種類	契約容量・供出可能電力(kW)
株式会社内幸町	内幸町工場	東京	自家発	1500

供出できる電力の見込みの内訳

算出根拠

ポジワット(kW)

0	リソースの種類	供出できる電力(kW)	設備容量(kW)	基数	具体的な供出方法

ネガワット(kW)

1500	リソースの種類	供出できる電力(kW)	設備容量(kW)	基数	具体的な供出方法
	自家発	1500	6000	1	発電機の稼働率を上げて、買電量を減少 通常時の稼働率:30% 約1800kW

合計(kW)

1500

特定卸供給事業制度の変更手続き概要

- 変更が生じる事項によって、届出の提出タイミングが異なる。
- 用いる様式は、a・bの変更については特定卸供給事業変更届出書。cの変更については指名等変更届出書。

<アグリゲーター制度における届出業務フロー>

変更例

① 事業開始届出

30日間審査

事業開始前に届出が必要。
届出後、30日間待機。

② 変更事由の発生

事業を休止・廃止する場合は
事前に届出が必要。

③ 事業廃止・休止届出

事業廃止・休止

事業実施中

a. (重要な変更)

変更後の契約容量の合計値が最新の届出情報の値の二分の一を下回る変更や、供給先電気事業の種類の変更、電子情報システム使用有無の変更等。

b. (軽微な変更)

上記以外、変更後の契約容量の増加や、最新の届出情報の値の二分の一を下回らない契約容量の減少等の軽微な変更。

c. (定型的な事項の変更)

事業所の引っ越し、代表者の交代など定型的事項の変更

a. 重要な変更

あらかじめ届出が必要かつ
30日間の待機が必要

b. 軽微な変更

あらかじめ届出が必要
30日間の待機は不要

c. 定型的な事項の変更

変更後、遅滞なく届出

変更届出

30日間審査

★ = 変更事項の事業への反映

変更前の内容で事業継続可

変更届出

★
待機不要

変更届出

★
遅滞なく

変更届出（30日前＋命令付き＋事前届出）について

- 特定卸供給事業の変更のうち、特に重要な変更については、変更を行う30日前に届出を行い、事業開始前の届出と同様に変更命令の対象となる。
- 当該変更届出の対象となる変更内容は以下のとおり。
 - 契約容量が届出時の値の1/2を下回る変更
 - 供給先の電気事業の種類が増える変更
 - 電子情報処理組織（システム）を新たに使用する変更
 - 電子情報処理組織（システム）の主要な機能の変更

＜電子情報処理組織（システム）の主要な機能の変更の例＞

- 外部ネットワークとの接続方式や他ネットワークとの接続点の変更
- 接続点の防御に用いるルータやファイアウォール、IDS/IPS等の防護措置の変更
- ネットワーク分離の考え方の変更や内部ネットワークのセグメント分けの変更
- システムを構成する機器へのマルウェア対策ソフトの変更
- システムの稼働状況を確認する範囲や方法の変更（ログ取得機器の変更やログ取得内容や保管期間の変更）

※変更内容は早い段階で届出窓口に相談すること。

変更届出（30日前＋命令付き＋事前届出）について①

様式第 31 の 21 の 3（第 45 条の 21 の 3） ←

←

特定卸供給事業変更届出書 ←

令和 4 年 6 月 15 日 ←

経済産業大臣 萩生田 光一 殿 ←

←

住所 東京都千代田区霞が関 1-3-1 ←

氏名 霞が関エナジー株式会社 ←

←

電気事業法第 27 条の 30 第 7 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を変更したいので、次のとおり届け出ます。 ←

(単位 10³ kW) ←

←	変更前 ←			変更後 ←			備考 ←
	電子情報処理組織の使用の有無 ←			電子情報処理組織の使用の有無 ←			←
	有 無 ←			有 無 ←			←
	他の電気事業ライセンス ←			他の電気事業ライセンス ←			←
	←			←			←
	契約容量の合計 (10 ³ kW) ←	設備容量の合計 (10 ³ kW) ←	事業を行う地域(都道府 県を記載すること) ←	契約容量の合計 (10 ³ kW) ←	設備容量の合 計(10 ³ kW) ←	事業を行う地域(都道府 県を記載すること) ←	←
供給能力	50 ←	80 ←	東京都、神奈川 県、埼玉県、宮城 県 ←	20 ← ←	40 ←	東京都、神奈川 県 ← ←	←

変更届出（30日前＋命令付き＋事前届出）について②

る事項							
←	供給の相手方・市場等の名称	該当する電気事業	契約内容	供給の相手方・市場等の名称	該当する電気事業	契約内容	←
供給の相手方に関する事項	← ← ← ← ← ←	←	←	赤坂地域エナジー株式会社	配電事業	相対契約	←
変更予定年月日				令和4年7月30日			←
電子情報処理組織の主たる機能の変更の有無				有 無			←
備考 様式第31の21の2の備考1から6までと同様とすること。							←

変更に応じて参考様式、添付書類を提出。

変更届出（事前届出）について

- 前述の重要な変更以外であれば、30日間の待期期間と中止・変更命令は生じない。

例：契約容量が増加する変更、契約容量が1/2を下回らない減少、

供給先の電気事業の種類が増えない変更

電子情報処理組織（システム）の脆弱性対応

- 様式は特定卸供給事業変更届出書を用いること。

氏名等変更届出について（事後届出）

様式第 31 の 21 の 4（第 45 条の 21 の 5）

←

氏名等変更届出書

令和 4 年 5 月 1 日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

←

住所 東京都千代田区霞が関 1-3-1

氏名 霞が関・虎ノ門エナジー株式会社

代表取締役 経済 太郎

←

⊕ 電気事業法第 27 条の 30 第 9 項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

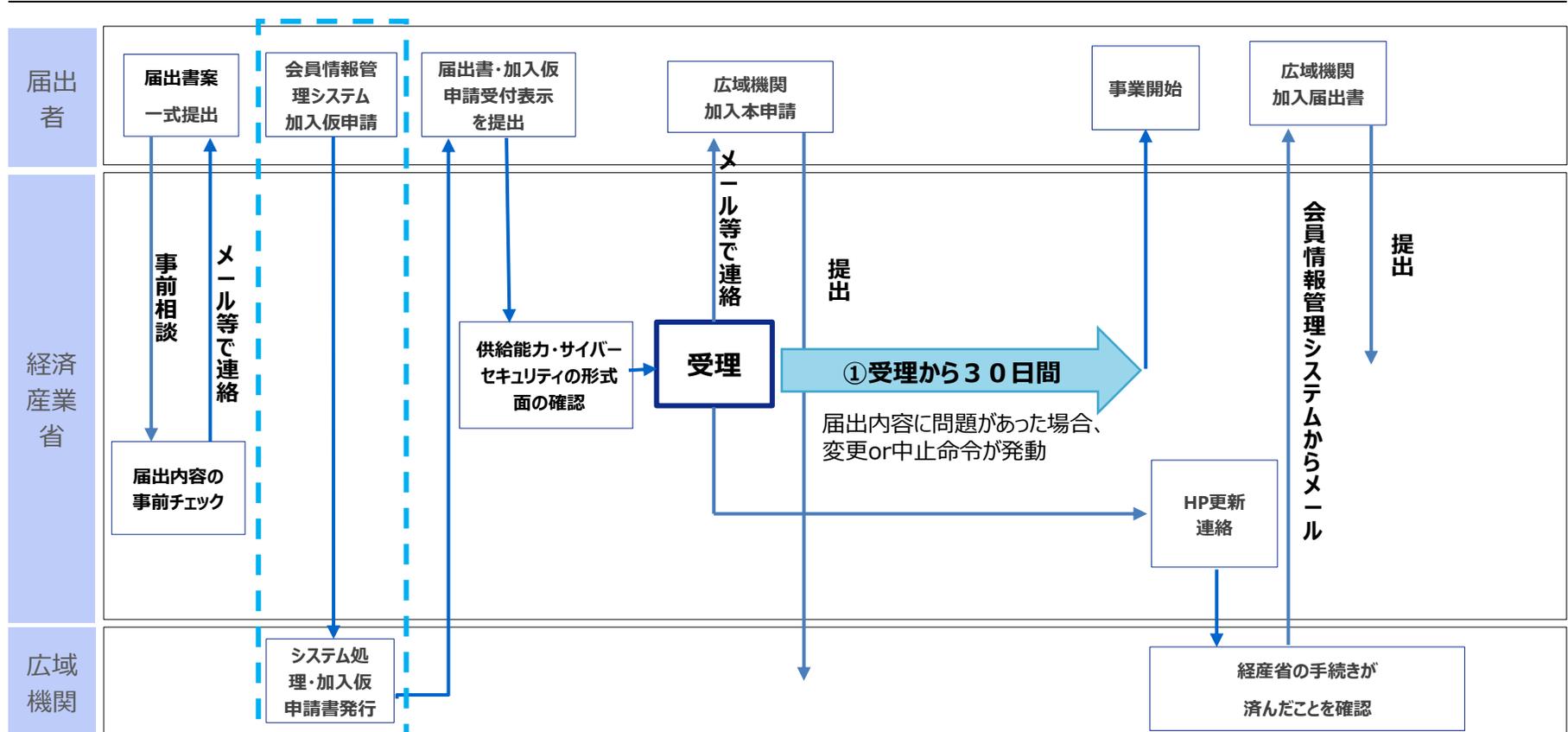
変更事項	事業者名、電子メールアドレス	
変更の内容	変更前	変更後
変更の内容	霞が関エナジー株式会社	霞が関・虎ノ門エナジー株式会社
変更年月日	令和 4 年 4 月 3 0 日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	aaaaa@zzzz.jp	

変更が生じた事項のみ記載する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

届出提出から事業開始までの手続きフロー

広域機関の会員
ではない場合



※事業内容に問題があった場合業務改善命令が発動

経過措置に関するスケジュールと規定

経過措置に関するスケジュール

2022年4月1日	<ul style="list-style-type: none">• 特定卸供給事業制度開始• 特定卸供給事業の届出受付開始
2022年4月1日～6月30日	<ul style="list-style-type: none">• 制度開始（2022年4月1日）以前から、既に特定卸供給事業（アグリゲーター事業）に該当する事業を行っている者（仮特定卸供給事業者）は、制度開始以降も、継続して事業実施が可能。• また仮特定卸供給事業者は、制度開始（法律施行）日から3月以内（2022年6月30日まで）に事業開始の届出を行う必要がある。

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

附 則

（特定卸供給事業の届出等に関する経過措置）

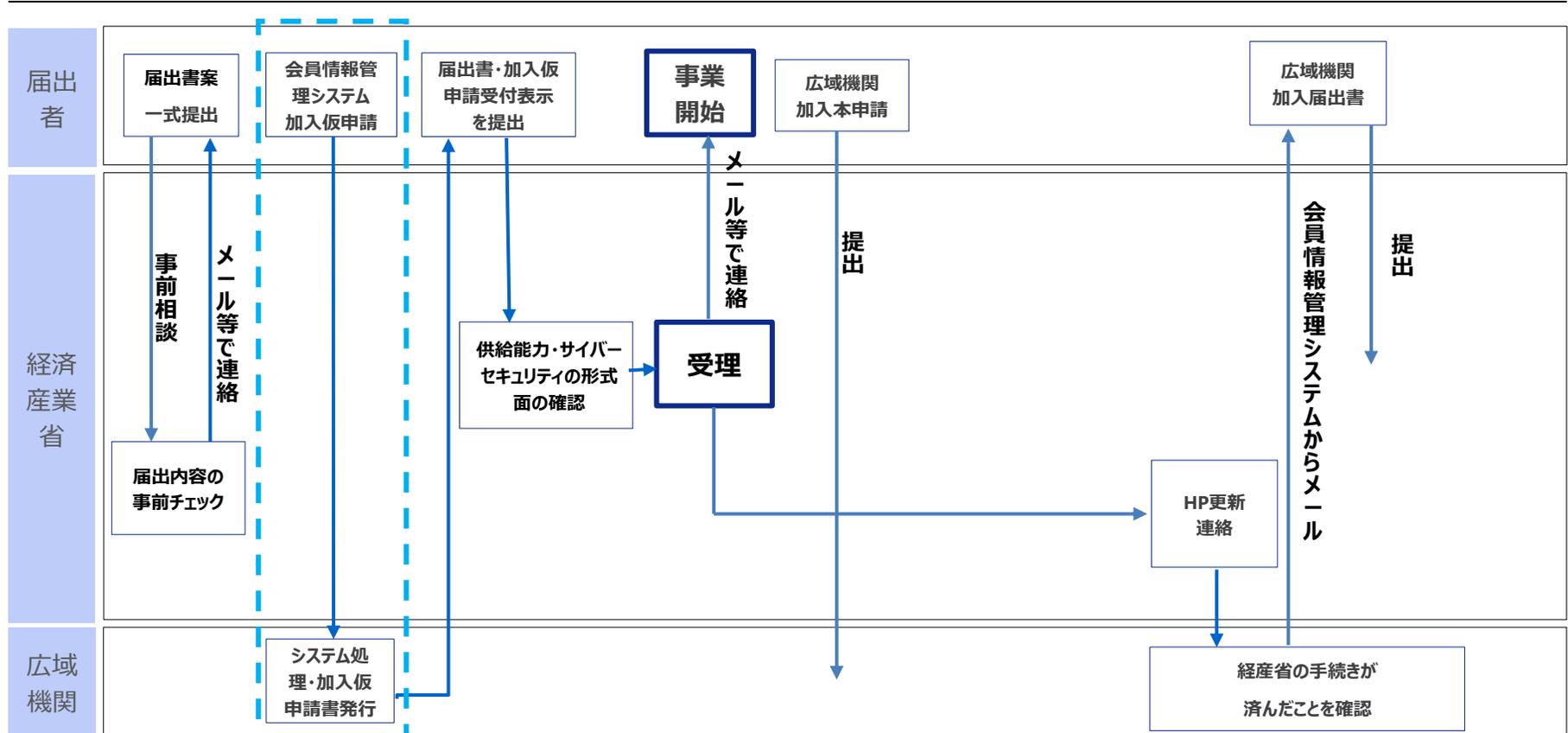
第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正後の電気事業法（以下この条、次条及び附則第七条第一項において「新電気事業法」という。）第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（第三項において単に「特定卸供給事業」という。）に該当する事業を行っている者（第三項において「仮特定卸供給事業者」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過する日までの間は、引き続き当該事業を行うことができる。

2 前項の場合における新電気事業法第二十七条の三十の規定の適用については、同条第一項中「特定卸供給事業を営もうとする者は」とあるのは「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第二条第一項に規定する仮特定卸供給事業者は、同法の施行の日から起算して三月を経過する日までに」とし、同項第五号及び同条第三項から第六項までの規定は、適用しないものとする。

3 第一項の規定により仮特定卸供給事業者が施行日から起算して三月を経過する日までの間（仮特定卸供給事業者が前項の規定により読み替えて適用される新電気事業法第二十七条の三十第一項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出をした日までの間）引き続き特定卸供給事業に該当する事業を行う場合においては、仮特定卸供給事業者を新電気事業法第二条第一項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者とみなして、新電気事業法の規定を適用する。

仮特定卸供給事業者の届出提出の手続きフロー

広域機関の会員
ではない場合



※事業内容に問題があった場合業務改善命令が発動